

追加措置通知

米国国土安全保障省暫定未確認(DHS TNC)

被雇用者の氏名	被雇用者の社会保障番号末尾 4 桁
被雇用者の A 番号	被雇用者の書類番号
DHS 暫定未確認通知日	事例確認番号
本通知の送付理由:	

雇用者向け指示:

- 本追加措置通知はできるだけすぐに被雇用者と二人で見直してください。
重要: 被雇用者が英語を第一言語としない場合、または被雇用者の英語読解力に制限がある場合、本追加措置通知の翻訳版を被雇用者に提供してください。翻訳版は E-Verify の「View Essential Resources」セクションにあります。その他の理由で被雇用者が本文書を読むことができない場合は、代わりに形式で情報を提供します。
- 本追加措置通知の上部に記載されているすべての情報が正しいことを確認してください。情報に誤りがある場合、E-Verify で本事例を閉じ、正しい情報で新しい事例を作成します。
- 本追加措置通知の 2 ページ目に署名し、日付を記入することで、DHS 暫定未確認 (DHS TNC) に異議を申し立てるか否か被雇用者に尋ね、雇用者はその下に署名し、日付を記入します。
- 署名済みの英語版の追加措置通知および翻訳版 (該当する場合) のコピーを被雇用者に渡し、元本を被雇用者のフォーム I-9 に添付します。
- E-Verify にログインし、上記の情報で本事例を検索します。被雇用者が TNC に異議を申し立てる場合、E-Verify の指示に従い事例を DHS に照会します。被雇用者が DHS TNC に異議を申し立てない場合、事例は終了します。被雇用者が DHS TNC に異議を申し立てない場合、被雇用者を解雇して E-Verify の事例を終了させることができます。
重要: 被雇用者が DHS TNC に異議を申し立てる場合、事例を DHS に照会し、E-Verify から照会日確認書 (Referral Date Confirmation) を印刷して被雇用者に提供します。被雇用者には照会日確認書 (Referral Date Confirmation) で指示されるように連邦政府の 8 就業日以内に DHS まで連絡するように指示します。

写真が不一致の場合のみ

本追加措置通知に記入してコピーし、被雇用者の写真書類のコピーとともに DHS に送付してください。E-Verify で写真書類のデジタルコピーを添付または送信するか、紙面コピーを任意の速達業者を通じて郵送してください。通常の米国郵便公社 (United States Postal Service) で郵送しないでください。

速達業者住所	添付および電子送信
U.S. Department of Homeland Security- USCIS 10 Fountain Plaza, 3rd Floor Buffalo, NY 14202 Attn: Status Verification Office - Photo Matching	被雇用者の写真書類のデジタルコピー (スキャナーやカメラを使用等) を作成し、コンピュータに保存します。E-Verify でコピーを添付し、送信します。

雇用者の署名および日付

私はこの被雇用者に DHS 暫定未確認を通告し、本追加措置通知のコピーを提供しました。	
雇用者の氏名	雇用者代理人氏名
日付	雇用者代理人署名

被雇用者向け指示:

本追加措置が送付された理由

あなたの雇用者は、米国国土安全保障省(DHS)および社会保障庁(SSA)が管理するプログラム E-Verify に参加しています。E-Verify では、雇用資格証明フォーム I-9 であなたが提供した情報と DHS が利用できる記録を比較し、あなたが米国内で就労許可を得ているかを確認します。

あなたが雇用者から本追加措置通知を受け取った理由は、E-Verify が DHS 暫定未確認(DHS TNC)の結果を提供したからです。DHS TNC とは、雇用者が E-Verify で入力した情報が DHS で利用できる記録と一致しないことを意味しています。DHS TNC は必ずしも、あなたが雇用者に対し不正な情報を提供したり、米国内での就労が許可されていないという意味ではありません。www.dhs.gov/E-Verify の [For Employees](#) ページで DHS TNC を受け取った理由について確認してください。

すべきこと:

1. 本追加措置通知の 1 ページ目の情報が正しいことを確認してください。正しくない場合、雇用者に正しい情報を提供してください。雇用者はこの E-Verify 事例を閉じ、正しい情報で新しい事例を作成する必要があります。

2. DHS TNC に異議申し立てする(解決措置をとる)場合、その決断を雇用者に伝えます。

重要: DHS TNC に異議申し立てしない場合、事例は未確認確定(Final Nonconfirmation)となり、雇用者はあなたを解雇する場合があります。

3. 異議申し立てをするか否かの選択をし、以下の本追加措置通知に署名をして日付を記入します。DHS TNC に異議申し立てする場合、DHS TNC の解決を開始するには、E-Verify で雇用者が事例を照会した日から**連邦政府 8 就業日以内**に DHS まで連絡する必要があります。

重要: 本通知の 3 ページ目に記載される雇用者の責任およびあなたの権利に関する重要情報を見直してください。

ボックスを選択し、以下に署名および日付を記入します。

私は次を選択します。(ひとつ選択してください)	
<input type="checkbox"/>	異議申し立てをします(DHS TNCの解決措置をとります)
<input type="checkbox"/>	異議申し立てをしません(DHS TNCの解決措置をとりません)
被雇用者の署名	日付

DHS TNC 解決措置ですべきこと

1. 事例を解決するには、雇用者が DHS に事例を照会した日から**連邦政府 8 就業日以内**に DHS まで電話: 888-897-7781 (TTY: 887-875-6028) で連絡します。雇用者は照会日確認書(Referral Date Confirmation)をあなたに提出する必要があります。照会日確認書(Referral Date Confirmation)には DHS への連絡期限が記載されています。

留学生および交換訪問者のみ: DHS では、学生と交換訪問者の為の情報システム(SEVIS)レコードに誤りがある場合、本事例を解決することができません。DHS に連絡する前に、指定の学校関係者または責任者に連絡し、SEVIS レコードに誤りがないことを確認します。

2. DHS に連絡する際は本追加措置通知を手元におきます。DHS では事例を解決するために追加情報または書類を提供するように申し伝える場合があります。英語以外の言語サポートが必要な場合は、E-Verify カスタマー担当者に通訳の手配を頼んでください。

権利を知る

このページでは、雇用者の責任およびあなたの権利に関する重要情報を提供します。

- 雇用者はあなたと二人のときに、暫定未確認(TNC)について即座に通知する必要があります。
- 雇用者は、あなたが TNC に異議を申し立てることを許可する必要があります。雇用者はあなたが TNC に異議を申し立て、E-Verify の事例が待機中である際に、TNC を理由にあなたに反対しないものとします。
- 雇用者が E-Verify で事例を照会してから連邦政府 8 就業日以内に SSA 出張所に向かうか、DHS に連絡して TNC に異議を申し立てる必要があります。
- 雇用者は市民権や移民ステータス、国籍を理由にあなたを差別しないものとします。
- 雇用者は E-Verify を選択的に使用して雇用希望者を事前選別しないものとします。E-Verify は市民権や移民ステータス、国籍に関係なく、すべての新規被雇用者に対して使用する必要があります。
- 雇用者は E-Verify を使用して既存の被雇用者を確認することはできません。ただし雇用者が現在連邦契約における連邦購入取締(FAR)E-Verify 条項の連邦事業請負業者である場合は除きます。
- 雇用者は DHS から提供される「E-Verify 参加通知」および「労働権」のポスターをすべての言語で明確に表示する必要があります。
- 雇用者は、未確認確定(Final Nonconfirmation)を受領した後または被雇用者が TNC に異議を申し立てないと決断した後にのみ、TNC を理由に被雇用者を解雇することができます。
- 雇用者は E-Verify を使用して雇用証明の期限が切れた既存の被雇用者を再確認しないものとします。その代わりに、雇用者は雇用資格証明フォーム I-9 の第 3 項を記入するか、新しいフォーム I-9 を記入する必要があります。

詳細情報

質問がある場合は、E-Verify まで電話: 888-897-7781 (TTY: 877-875-6028) または電子メール: EVerify@dhs.gov でお問い合わせください。英語以外の言語サポートが必要な場合は、E-Verify カスタマー担当者に通訳の手配を頼んでください。プライバシーに関する慣習およびプログラム規則を含む E-Verify の詳細情報は E-Verify ウェブサイト (www.dhs.gov/E-Verify) を参照してください。

違反の報告

雇用者が E-Verify の規則を違反していると感じる場合、または雇用者から不当な扱いを受けた場合、報告することを推奨します。プライバシーの侵害や一般的な E-Verify に関するクレームを含む E-Verify の不正使用を報告するには、E-Verify 被雇用者ホットラインまで電話: 888-897-7781 (TTY: 877-875-6028) または電子メール: E-Verify@dhs.gov までお問い合わせください。

市民権や移民ステータス、国籍による雇用差別を報告するには、司法省公民権部 (Department of Justice, Civil Rights Division)、移民関連不当雇用行為特別顧問 (Office of Special Counsel for Immigration-Related Unfair Employment Practices, OSC) まで電話: 800-255-7688 (TTY: 800-237-2515) でお問い合わせください。すべての言語で通訳が利用できます。詳細情報は OSC ウェブサイト (www.justice.gov/crt/about/osc) を参照してください。

個人情報の保護

個人情報の盗難または詐欺についての詳細情報または個人情報を守るための簡単なステップは ftc.gov/idtheft を参照してください。